

愛知県卸売市場整備計画

(第 10 次)

平成 28 年 8 月



目 次

第 1	目標年度	1
第 2	計画策定の趣旨	1
第 3	県内卸売市場を取り巻く環境	1
1	人口動向の変化	(1)
2	食料品支出に関する動向	(1)
3	生産環境の変化	(1)
4	流通状況の変化	(1)
5	社会的な要請の高まり	(1)
第 4	県内地方卸売市場の現状・課題	2
1	卸売業者の経営状況	(2)
2	市場での取引状況	(2)
3	生産者等との連携強化の取組状況	(2)
4	消費者等のニーズに対応した取組状況	(2)
5	卸売市場に対する社会的要請への対応状況	(2)
第 5	課題への対応方針	2
1	地方卸売市場の経営の安定化	(2)
2	地方卸売市場の機能強化	(3)
第 6	卸売市場の適正な配置の方針	3
1	生鮮食料品等の流通事情	(3)
2	品目別流通圏の設定	(8)
3	卸売市場配置計画	(8)
第 7	卸売市場が機能を発揮し、役割を達成するために必要な事項	9
1	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標 ...	(9)
2	卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物 品の品質管理の高度化に関する基本的な事項	(11)
3	卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標	(13)
4	その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	(14)
別 記(第 7 の 1 (3)関係)	卸売市場施設規模算定基準	16
第 1 表	品目別流通圏の設定	17
第 2 表	卸売市場配置計画	19
流通圏、主要市場配置計画図	23
参考資料	27

愛知県卸売市場整備計画

第1 目標年度

目標年度は平成32年度とする。

この計画の基準年度は平成25年度とし、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5か年とする。

第2 計画策定の趣旨

卸売市場を巡る情勢の変化等による課題に対応しながら、生鮮食料品等の円滑な供給と県民生活の安定に寄与するという卸売市場の役割を果たすため、県内の卸売市場を整備・運営するための基本指標とするため策定する。

第3 県内地方卸売市場を取り巻く環境

高齢化等に伴う食料消費の量的変化、個食向けの少量パック等の加工・調製した農林水産物の需要増など消費者・実需者ニーズの多様化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど、県内卸売市場を取り巻く環境には大きな変化が見られる。

1 人口動向等の変化

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じているが、本県では人口増加が続いており、直近の人口動向を踏まえると、平成32年頃にピークを迎えると想定されている。

また、本県では、高齢者の割合は全国平均より低いものの、大都市圏特有の課題として、今後は急速に高齢者世帯が増加していくことが見込まれている。

さらに、高齢者世帯を含む単身世帯など少人数世帯の増加、女性の労働力率の増加など、生鮮食料品等の流通状況に影響を及ぼす世帯構造の変化が見られる。

2 食料品支出に関する動向

食料品支出のうち、外食及び調理済食品への支出割合が増加傾向である。

また、食品小売業の事業所数では、専門店・中心店が減少する中、売場面積が上昇傾向にあり小売業の大型化が進んでいる。

さらに、コンビニエンスストアや総合スーパー、食料品スーパー等セルフサービス方式店舗の販売額が伸びる中、食料品を専門・中心とする対面販売型店舗の販売額が減少している。

3 生産環境の変化

販売農家数及び漁業経営体数は減少傾向であるとともに規模拡大が進んでいる。

また、生産者団体等について、大型化・広域化による経営基盤の強化が図られている。

4 流通状況の変化

生鮮食料品等の流通において、野菜や食肉の輸入量は横ばいで推移しており、水産物についてはさけ、ますが横ばいである以外は減少傾向である。

また、食品の企業間及び消費者向け電子商取引の市場規模は堅調に拡大しているが、地域密着・実店舗が中心の食品販売では、極端な拡大はみられない。

5 社会的な要請の高まり

国民の環境問題に対する意識の高まりによる環境問題への対応や、不適切な表示や食品衛生上の問題が危惧される食品の流通等の発生によるコンプライアンス（法令遵守）の徹底・企業倫理の確立が求められている。

また、東日本大震災の経験を踏まえ卸売市場等の社会インフラに対して、災害時等の緊急事態における対応力の強化が求められている。

第4 県内地方卸売市場の現状・課題

1 卸売業者の経営状況

卸売市場経由率は花きを除き減少傾向であり、卸売市場の取扱高は、食肉を除き減少傾向であるものの、青果、水産の6割程度が卸売市場を経由しており、生鮮食料品等の流通の中核を担っている。

しかし、卸売業者の3割は経常損失を計上しており、経営は厳しい状況となっている。

2 市場での取引状況

卸売市場における取引に占める相対取引の割合が引き続き増加している中で、せり及び入札による取引と相対取引等の割合、取扱数量や卸売価格の決定方法などの取引情報を公開している市場は24市場と半数以下にとどまっており、公正な取引を確保するためにも、さらなる情報公開が必須である。

3 生産者等との連携強化の取組状況

地域特産品等を活かした新たな加工品の開発への取組支援やその産地育成などにつながるような生産者との連携強化による消費者、実需者ニーズに対応した商品開発、商品提案の取組が進んでいない。

また、安定した品揃えができていない。

4 消費者等のニーズに対応した取組状況

加工処理施設の設置を行っている市場は13市場であり、集荷・配送施設の整備等の需要の小口化、食の簡便化など消費者、実需者のニーズに対応した取組を更に進めていく必要がある。

また、低温（定温）卸売場を設置している卸売市場や品質管理に関する責任者を設置している卸売市場、品質管理の高度化に向けた規範の策定等を行っている卸売市場は半数以下であり、食の安全・安心への要求に対応した取組を更に進めていく必要がある。

5 卸売市場に対する社会的要請への対応状況

事業継続計画（BCP）を策定している卸売市場が4市場、周辺自治体等との間で災害時等における連携協定の締結を行っている卸売市場が6市場であるなど、災害時等の緊急事態への対応強化が進んでいない。

また、生ゴミの再資源化に取り組んでいる卸売市場は7市場であるほか、一部の市場では太陽光発電施設の導入やLED照明への切替事例があるものの、環境負荷の低減への対応に関する取組が不十分である。

第5 課題への対応方針

卸売市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、卸売市場の現状・課題に的確に対応し、卸売市場が生鮮食料品等の流通の中核としての役割、機能を発揮していくため、以下の取組を推進する。

1 地方卸売市場の経営の安定化

(1) 経営戦略の確立

各卸売市場において、市場関係者が一体となり、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割、機能強化等の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

なお、経営展望の策定に当たっては、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、各市場関係者それぞれが今後具体的に取り組むべき内容を行動計画として定め、明確にするものとする。

(2) 卸売市場間での役割分担と連携強化

生鮮食料品等の効率的、安定的な流通を確保する観点から、県が定める配置方針に基づき、

引き続き整備・統合等による卸売市場の適正な配置を推進するとともに、立地条件、加工・調製などの付加機能の現状、集荷・分荷能力を踏まえた市場間連携による、集荷・販売力の強化の取組を推進する。

(3) 県の指導強化

県は、卸売業者指導監督についての指標、財務基準等を定め、適切な指導を行う。

2 地方卸売市場の機能強化

地方卸売市場が、地域の生鮮食料品等の流通において中核的な役割を果たしていくためには、多様化する消費者等のニーズに的確に対応することが不可欠であり、また、災害時等の緊急事態への対応強化など様々な社会的要請に積極的かつ適切に対応することが必要であるため、その機能の強化を図る以下の取組を推進する。

(1) より適切な価格形成

取引情報の積極的な公開を推進し、公正かつ効率的な取引の確保を図る。

(2) 生産者等との連携強化の取組への対応

生産者や実需者との連携強化に向けた情報の的確な受発信の取組を強化するとともに、その多様な情報を活用した企画開発力の強化や生産者の育成に関する取組を推進する。

また、立地条件等を踏まえ卸売市場の活性化に資する場合は、関係機関と連携を図りながら、生産者が行う6次産業化や農商工連携の取組への積極的な参画、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮の取組を推進する。

(3) 卸売市場の役割、機能に対する理解の醸成

消費者等との交流や学校給食と連携した地産地消活動、食育・花育活動を推進し、生鮮食料品等の流通に果たす卸売市場の重要な役割・機能に対する理解を醸成する。

(4) 消費者等の多様化するニーズへの対応

需要の小口化、食の簡便化等に対応する加工処理施設や配送施設の整備など、消費者等の多様化するニーズに対応する取組を推進する。

また、低温（定温）卸売場の整備等によるコールドチェーンの確立など食の安全・安心への要求の高まりに対応する取組を推進するとともに、品質管理の高度化に関する規範の策定や品質管理に関する責任者の設置、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や市場向けMPS（花き市場における鮮度・品質管理、トレーサビリティ等への取組を評価する認証システム）等の外部監査を伴う品質管理認証の取得等を段階的に導入するなどし、品質管理体制が徹底された物流システムを構築する取組を推進する。

(5) 卸売市場に対する社会的要請への対応

東日本大震災の経験を踏まえた災害時等の緊急事態への対応強化や環境問題への対応などの社会的要請へ適切に対応するため、事業継続計画（BCP）の策定や災害時における地元自治体等関係機関との協定の締結などにより、災害時等の緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような取組を推進する。

また、太陽光発電施設や省電力設備の導入、生ゴミの再資源化などの環境負荷の低減に資する取組を推進する。

第6 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

需要の要因となる本県人口は、昭和35年の420万人が昭和45年には539万人と大幅に増加し、その後、増加の伸びは緩やかになったものの、平成25年には743万人まで増加している。

直近の動向を踏まえると、平成32年頃をピークに人口減少に転じると見込まれる。

県内人口及び1人1年当たり需要量の伸びによって、生鮮食料品等の需要増加が見込まれる。

ア 野菜（いも類を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は、農林水産省の資料により試算すると103.8キログラムで、県内野菜需要量は776千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を106キログラムと推定すると、県内需要量は798千トンとなり、平成25年に対して3パーセントの増加が見込まれる。

イ 果実（果実的野菜を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は49.4キログラムで、県内果実需要量は369千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を52キログラムと推定すると、県内需要量は392千トンとなり、平成25年に対して6パーセントの増加が見込まれる。

ウ 水産物（海藻を含む。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は47.2キログラムで、県内水産物需要量は353千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を50キログラムと推定すると、県内需要量は377千トンとなり、平成25年に対して7パーセントの増加が見込まれる。

エ 食肉（牛肉、豚肉。以下同じ。）

平成25年の年間1人当たり需要量は28.3キログラムで、県内食肉需要量は211千トンとなっている。

平成32年の年間1人当たり需要量を28キログラムと推定すると、県内需要量は211千トンとなり、平成25年並みとなることが見込まれる。

オ 花き

平成25年の年間1人当たり需要量は切り花50.4本、鉢物7.5鉢で、県内花き需要量は切り花377百万本、鉢物56百万鉢である。

平成32年の年間1人当たり需要量を切り花59本、鉢物10鉢と推定すると県内需要量は切り花444百万本、鉢物75百万鉢で、平成25年に対して切り花18パーセント、鉢物34パーセントの増加が見込まれる。

(2) 供給の現状と見通し

ア 野菜

県内の野菜生産は、キャベツ、トマト、ブロッコリー、なす、ふきを主体にして、平成25年の生産量は530千トン、出荷量は475千トンとなっている。このうち県内仕向量は124千トンで、出荷量の26パーセントに相当し、需要量に対して16パーセントとなっている。県外仕向量は351千トンで、キャベツ、はくさい、トマト、にんじん、たまねぎを主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後は、野菜指定産地等の維持・強化、施設野菜の高度化による生産力強化、野菜の魅力を高める取組の推進等による生産力の強化により、平成32年における生産量は573千トン、出荷量は513千トンが見込まれ、平成25年に対して出荷量で8パーセントの増加となる。このうち、県内仕向量は101千トン、県外仕向量は411千トンが見込まれる。

イ 果実

県内の果実生産は、いちご、みかん、ぶどう、メロン類、かき、いちじくが主体で、平成25年の生産量は90千トン、出荷量は79千トンとなっている。このうち県内仕向量は32千トンで、出荷量の40パーセントに相当し、需要量の9パーセントとなっている。県外仕向量は48千トンでいちご、いちじく、メロン類を主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後は、栽培面積は減少するものの、新技術等の開発と普及・開発等により、平成32年の生産量は93千トン、出荷量は82千トンが見込まれ、平成25年に対して出荷量で3パーセン

トの増加が見込まれる。このうち県内仕向量は22千トン、県外仕向量は59千トンが見込まれる。

ウ 水産物

平成25年の県内水産物の出荷量は101千トン、このうち県内仕向量は96千トンで、出荷量の95パーセントに相当し、需要量の27パーセントとなっている。県外仕向量は5千トンである。

今後は、平成32年の出荷量は100千トンで、平成25年並みとなることが見込まれる。このうち、県内仕向量は86千トン、県外仕向量は14千トンが見込まれる。

エ 食肉

平成25年の県内家畜飼養頭数は肉用牛46千頭、豚351千頭、出荷頭数は肉用牛20千頭、豚630千頭で、これを枝肉換算した出荷量は58千トンとなっている。このうち県内仕向量は49千トンで出荷量の85パーセントに相当し、需要量の23パーセントとなっている。県外仕向量は8千トンである。

今後の生産は、肉用牛、豚とも若干増加し、平成32年の県内家畜飼養頭数は肉用牛46千頭、豚350千頭、出荷頭数は肉用牛22千頭、豚632千頭が見込まれ、これを枝肉換算した出荷量は59千トンで平成25年とほぼ同量であると見込まれる。このうち県内仕向量は50千トン、県外仕向量は9千トンが見込まれる。

オ 花き

平成25年の出荷量は切り花643百万本、鉢物60百万鉢となっている。このうち県内仕向量は切り花110百万本、鉢物11百万鉢でそれぞれ出荷量の17パーセント、18パーセント、需要量の29パーセント、19パーセントに相当する。県外仕向量は切り花533百万本、鉢物49百万鉢で京浜を始め全国に出荷されている。

今後の生産は、県や生産者、農業団体、流通関係者が連携して、消費者ニーズに応える生産と流通体制の確立や需要拡大等に取り組むことにより、平成32年の出荷量は切り花879百万本、鉢物83百万鉢となり、平成25年に対して切り花37パーセント、鉢物39パーセントの増加が見込まれる。このうち、県内仕向量は切り花120百万本、鉢物12百万鉢、県外仕向量は切り花760百万本、鉢物71百万鉢と見込まれる。

植木については主産地が本県を含む数県に集中し、その流通は県域を越えた全国規模である。平成25年の植木の県内生産量は32百万本、出荷量は16百万本となっている。

今後の生産は、公共・民間施設の整備等でグランドカバー類は需要の増加が若干見込まれるが、緑化木等の需要が年々減少しており、平成32年には生産量30百万本、出荷量は14百万本が見込まれる。

(3) 卸売市場流通及び市場を経由しない流通の現状と見通し

ア 青果物

現状における青果物取扱卸売市場は、名古屋中央卸売市場2市場、地方卸売市場24市場（うち4市場は水産物を併せ取り扱う総合市場）卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条で定める規模未達の卸売市場（以下「規模未達市場」という。）1市場の計27市場である。

(ア) 野菜

平成25年の卸売市場の取扱量は544千トンであるが、この中には県外へ搬出されたもの又は県内卸売市場へ転送されたもの（以下「転送量等」という。）があるので、これらを差し引いた442千トンが卸売市場を経由して県内で消費された量（以下「市場供給量」という。）となり、需要量の57パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋中央卸売市場の取扱量は398千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は296千トンとなり、需要量の38パーセントに相当する。地方卸売市場の

取扱量は 146 千トンで転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 19 パーセントに相当する。

なお、卸売市場を経由せずに消費されていると見込まれる量（以下「市場外流通量等」という。）は 334 千トンで、需要量の 43 パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。

平成 32 年の卸売市場の取扱量は 511 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 49 パーセントに当たる 391 千トンとなり、市場供給率は平成 25 年に対して 8 ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は 406 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 36 パーセントに当たる 286 千トンとなり、市場供給率は平成 25 年に対して 2 ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は 105 千トンが見込まれ、平成 25 年に対して 28 パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は 13 パーセントで、平成 25 年に対して 6 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は 407 千トンで、需要量の 51 パーセントが見込まれる。

(イ) 果実

平成 25 年の卸売市場の取扱量は 179 千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給は 147 千トンとなり、需要量の 40 パーセントとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は 121 千トンで転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 24 パーセントに当たる 89 千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量は 58 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 16 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は 222 千トンで、需要量の 60 パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。

平成 32 年の卸売市場の取扱量は 155 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 30 パーセントに当たる 120 千トンとなり、市場供給率は平成 25 年に対して 10 ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は 118 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 21 パーセントに当たる 83 千トンで、平成 25 年に対して 3 ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は 37 千トンが見込まれ、平成 25 年に対して 36 パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は、9 パーセントで、平成 25 年に対して 7 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は 272 千トンで、これは需要量の 70 パーセントが見込まれる。

イ 水産物

現状における水産物取扱市場は、名古屋市中央卸売市場 2 市場、地方卸売市場 19 市場（産地市場 13 市場、消費地市場 2 市場、青果物と水産物を取り扱う市場 4 市場）規模未満市場 4 市場（産地市場）の計 25 市場である。平成 25 年の卸売市場取扱量は 223 千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 51 パーセントに当たる 179 千トンとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量が 150 千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 31 パーセントに当たる 109 千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量のうち、消費地市場の取扱量は 16 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 4 パーセントに相当する。また、産地市場の取扱量は 57 千トンであり、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 15 パーセントに当たる 54 千トンとなっている。

したがって、地方卸売市場の供給量は70千トンとなり、需要量の20パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は174千トンで需要量の49パーセントに相当するが、これは、規模未満市場の供給、産地における直売、加工向け出荷、自家消費である。

平成32年の卸売市場取扱量は201千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の41パーセントに当たる153千トンとなり、市場供給率は平成25年に対して10ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は130千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の27パーセントに当たる100千トンとなっている。地方卸売市場のうち、消費地市場の取扱量は10千トンが見込まれ、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の3パーセントになる見込みである。また、産地市場の取扱量は61千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の11パーセントに当たる42千トンとなる。したがって、地方卸売市場の供給量は53千トンで需要量の14パーセントとなり、平成25年に対して6ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は224千トンで需要量の59パーセントが見込まれる。

ウ 食肉

現状における食肉取扱市場は、名古屋市中心卸売市場1市場、地方卸売市場2市場の計3市場である。

平成25年の卸売市場取扱量は43千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は42千トンで需要量の19パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は22千トンで、県外への供給量を差し引いた市場供給量は需要量の9パーセントに当たる20千トンとなっている。また、地方卸売市場の取扱量は22千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の10パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は170千トンであり、需要量の81パーセントとなっているが、これは食肉業者等がと畜場を直接利用する取扱いや輸入牛肉の部分肉による市場外流通が多いためである。

平成32年の卸売市場取扱量は40千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の19パーセントに当たる38千トンとなっており、市場供給率は平成25年並が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は、20千トンで、県外への供給量を差し引いた市場供給量は需要量の9パーセントに当たる18千トンが見込まれる。また、地方卸売市場の取扱量は20千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の10パーセントになる見込みである。

なお、市場外流通量等は需要量の81パーセントに当たる173千トンとなっており、平成25年並みとなっている。

エ 花き

現状における花き取扱市場は、中央卸売市場はなく、地方卸売市場8市場、規模未満市場8市場の計16市場である。

そのうち、切り花を主として取り扱う市場は、名古屋市に地方卸売市場4市場、規模未満市場5市場がある。また、豊明市に主として鉢物を取り扱う地方卸売市場1市場があり、これらが本県及び中部圏の花き流通の拠点的作用を果たしている。その他県内には切り花を主に取り扱う地方卸売市場が3市場、切り花を取り扱う規模未満市場が1市場と植木を取り扱う規模未満市場が2市場ある。

平成25年の卸売市場取扱量は切り花250百万本、鉢物72百万鉢であり、転送量等を差し

引いた市場供給量は切り花 182 百万本、鉢物 50 百万鉢となり、それぞれ需要量の 48 パーセント、89 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は切り花 194 百万本、鉢物 6 百万鉢で、それぞれ需要量の 52 パーセント、11 パーセントに相当するが、これは規模未満市場や県外卸売市場における取扱い、自家用等である。

平成 32 年の卸売市場取扱量は切り花 425 百万本、鉢物 67 百万鉢が見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は切り花 310 百万本、鉢物 46 百万鉢で、それぞれ需要量の 70 パーセント、62 パーセントが見込まれる。

市場供給率は平成 25 年に対して、切り花が 22 ポイントの増加、鉢物は 27 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は切り花 134 百万本、鉢物 29 百万鉢で、それぞれ需要量の 30 パーセント、38 パーセントが見込まれる。

植木については、許可市場はなく、植木専門市場は、稲沢市の植木産地に規模未満市場があり、平成 25 年の取扱量は 3 百万本となっている。

2 品目別流通圏の設定

流通圏は品目別に、生鮮食料品等の流通事情に応じて設定するものとし、「あいちビジョン 2020 ~日本一の元気を暮らしの豊かさに~」の趣旨に即し、

木曽川・矢作川・豊川の 3 つの河川を軸とした歴史、文化、生活、産業経済等の結びつき交通ネットワークや情報通信の発達に伴う社会経済活動の広域化の進展状況
買受人の分布状況

第 1 次から第 9 次までの愛知県卸売市場整備計画の流通圏設定状況

等本県の流通を巡る状況から、青果物、水産物については、名古屋市を中心とする尾張地域、岡崎市、豊田市を中心とする西三河地域並びに豊橋市を中心とする東三河地域の 3 流通圏を設定した（第 1 表の 1）。

食肉については、主産地形成の進展とコールドチェーン等輸送手段の発達に伴い、冷と体取引、部分肉取引の普及、道路網の整備により、商圏が県内全域に既に拡大しているので、全県を流通圏とした（第 1 表の 2）。

花きについては、現在名古屋市を中心に流通しているが、主産地形成の進展、消費の多様化、輸送手段の発達、道路網の整備により、既に商圏が県内全域に拡大しているので、全県を流通圏とした（第 1 表の 2）。

3 卸売市場配置計画（第 2 表）

卸売市場の配置については、「あいちビジョン 2020 ~日本一の元気を暮らしの豊かさに~」における地域別の取組方向、地域の人口と需要量の動向、各卸売市場の取扱状況、買受人の分布状況を考慮した上で、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が確保されるように次の方針の下に配置するものとする。

県内を始め広く隣県までの需給調整機能及び主体的な価格形成機能を持つ中央卸売市場及びこれと同等の機能を持つ地方卸売市場を中核市場とする。

それぞれの流通圏内において、中核市場に準ずる規模で、地域の拠点的な役割を担う地方卸売市場を拠点市場とする。

地域の円滑な流通を確保するため、地域に必要な中核市場及び拠点市場の補完機能と地場流通機能を持つ地方卸売市場を地区市場とする。

生鮮水産物の流通については、産地価格の形成と消費地の卸売市場への再出荷の中継基地としての機能を必要とするため、主要漁港に産地市場を配置する。

なお、中核市場及び拠点市場のうち、他の卸売市場との統合、又は他の卸売市場と連携した集荷・販売活動等を行い、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の

生鮮食料品等流通において重要な役割を担う地方卸売市場については、併せて地域拠点市場として位置付けることとする。

また、中核市場及び拠点市場においては経営展望を策定し、それに即して市場機能の強化に取り組むものとする。

(1) 青果物

青果物取扱市場については、名古屋市中央卸売市場が中核市場として位置付けられるので、尾張流通圏には名古屋市を囲み衛星的に5市場を、西三河流通圏には3市場を、また、東三河流通圏には1つの拠点市場を配置し、地域拠点市場として位置付ける場合は、平成32年度には年間取扱量が原則として、15千トン以上となるものとする。

また、地区市場は、商業勢力の調整、買受人の分布状況、市場をとりまく産地動向からして中核・拠点市場との関連において円滑な流通を確保するために必要な地域に配置する。

なお、名古屋市中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場については、国の卸売市場整備基本方針に準拠し、その市場の立地条件、中央卸売市場との機能分担等から地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために必要な場合に地区市場として配置する。

(2) 水産物

水産物取扱市場についても、名古屋市中央卸売市場が中核市場として位置付けられるので、尾張流通圏に3市場、西三河流通圏に3市場を青果と合わせた形で拠点市場を配置する。東三河流通圏にあっては、既存の1市場を拠点市場として配置する。

また、地区市場の配置については、地域の実情により当面存置する。

なお、産地市場については、水産資源の消長、漁業形態の諸要素及び漁港整備計画等とも有機的な関連をもたせ、水産物の安定的かつ効率的な集出荷を図りうる主要漁港に配置し、平成32年の年間取扱量が原則として5千トン以上及び職員一人当たりの取扱金額が300百万円以上になるよう推進する。

(3) 食肉

食肉取扱市場については、県内の東西2か所に中核市場を、また、豊田市に地区市場を配置する。

(4) 花き

花き取扱市場については、名古屋地域（名古屋市とその周辺地域を含む地域）に、中核市場を2市場配置し、これを地域拠点市場として位置付け、平成32年度には年間取扱量が原則として、20百万本相当以上となるものとする。

岡崎市、西尾市及び豊橋市の花き卸売市場については、拠点市場（総合市場）として配置する。

植木取扱市場については、稲沢市内の2市場の統合又は集結を進め、地区市場として配置する。

第7 卸売市場が機能を発揮し、役割を達成するために必要な事項

以上のほか、卸売市場の整備、運営等については、以下の点に留意して行うものとする。

1 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

(1) 立地に関する事項

立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うものとし、特に、次の事項について留意するものとする。

ア 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。

イ 道路等生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、災害

時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。

ウ 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。

エ 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

(2) 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化を図る。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

(3) 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

(4) 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化及び市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するものとする。

ア 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場運営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。

イ コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温(定温)管理・多温度帯管理施設や衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。

その際、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や、MPS等の外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。

なお、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。

ウ よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、

- 消費者ニーズに応える商品供給のため、情報受発信機能の強化や、市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- エ 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。
- オ 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化に努めること。特に、大都市にある卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置に努めること。
- カ 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。
- キ 大規模増改築を含めた卸売市場施設の 신설に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型施設とすること。
- ク 施設配置に当たっては場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- ケ 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、生産者や実需者とのデータ連携等に資する情報通信技術の活用、生産者や実需者と連携した流通コストの削減や、流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入等に努めること。
- コ 卸売市場に対する理解醸成とともに、多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。
- サ 新規需要の創出を通じた市場関係者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- 2 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項
- (1) 取引の合理化に関する事項
- 公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を確保するため、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して効率的な取引の確保のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図るものとする。
- ア 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。
- イ 経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、関係者による十分な議論を行い、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- ウ 卸売市場の集荷力の低下や生産者と実需者の直接取引の拡大に対応するとともに、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品開発等のための生産者や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を

通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に支障を来すことのないよう、利害関係者等の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。

エ 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用に努めること。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進する。

また、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。

オ 相対取引の割合は横ばいであるものの依然として高い中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、市場関係者等において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。

カ 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。

キ 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、食品表示法に基づく原産地表示の徹底等による公正な取引を確保するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達、食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実及び生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保に取り組むこと。なお、その際には、業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。

ク 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において、需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等に積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合、行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

ケ 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンスの徹底に努めること。

(2) 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

ア 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

イ 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引・予約相対取引・見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。

また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

ウ 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

(3) 物品の品質管理の高度化に関する事項

市場関係者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において、品質管理の高度化に取り組む。

この場合、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）等に基づく構造設備基準や衛生管理基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフ消毒等に取り組む。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、関係者への衛生教育等による基本的な衛生管理の徹底のみならず、H A C C P の考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等の段階的な導入を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図る。特に、輸出に取り組む卸売市場にあつては、輸出先の法令で求められる H A C C P に基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

3 卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化等を図ること。

(1) 卸売業者及び仲卸業者等に共通する事項

ア 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、

消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化

大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテールサポート等の機能強化による実需者との連携強化

に積極的に取り組むこと。

イ 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。

ウ 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

エ 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合には、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点

としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。

オ 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化や農商工連携への取組に対する積極的な参画に努めること。

カ 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。

キ 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

(2) 卸売業者

ア 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に、資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築や業務提携等による連携関係の強化を図ること。

イ 経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等による財務体質の強化や経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善に取り組むこと。

ウ 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

エ 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

(3) 仲卸業者等

ア 仲卸の業務の適性かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図ること。

イ 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。

ウ 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めること。

エ 就労体系の整備等により、小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日の営業の実現に努めること。

4 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

(1) 情報化は、取引の公開性を高め、取引方法の多様化に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となるとともに、取引事務のペーパーレス化や物流の省力化等市場運営及び市場関係業者の経営合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。

(2) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。

(3) 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センタ - としての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実に努める上でも重要なことから、その体質改善と経営の活

性化を図ること。

- (4) 災害時等の緊急事態に際し、卸売市場が果たす機能の重要性を考慮して、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。

また、食の安全に係る事件・事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づく公正な取引の確保及び適切な価格形成に努め、生鮮食料品等の円滑な流通の促進に資すること。

- (5) 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。
- (6) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。

別記(第7の1(3)関係)

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設(卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所)の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通量の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

第1表 品目別流通圏の設定

1 青果物及び水産物

流通圏 地域名	区		分	品目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流 通圏と 重複 の重 複 地 域	備 考
	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)			平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)		
尾 張	名古屋市	春日井市	春日井市	青果物	千人	千人	千人	千人	トン	トン		1 流通圏人口の()は、需要人口 需要人口=流通圏人口(常住人口) 人口±(流入人口)/3 2 市場供給対象人口は、需要人口に市場供給率を乗じて算定 市場供給率(全県下) (青果物) 中央 地方 計 基準年度 34 % 18 % 51 % 目標年度 31 % 12 % 43 % (水産物) 中央 地方 計 基準年度 31 % 20 % 51 % 目標年度 27 % 14 % 41 % 3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量
	一宮市	半田市	江南市		5,101 (5,133)	2,642	2,223	404,682 (140,111)	351,291 (97,416)			
	津島市	常滑市	大府市		5,142 (5,174)	2,618	2,121	123,055 (47,982)	104,971 (36,082)			
	小牧市	東海市	豊明市									
	知多市	岩倉市	北名古屋									
	日進市	清須市	東郷町									
	弥富市	長久手市	大治町									
	豊山町	扶桑町	東浦町									
	蟹江町	阿久比町	武豊町									
	南知多町	美浜町										
西三河	岡崎市	刈谷市	豊田市	青果物	1,577 (1,588)	1,589 (1,601)	817	688	125,222 (43,355)	108,701 (30,144)		
	安城市	知立市	高浜市		1,577 (1,588)	1,589 (1,601)	810	656	38,077 (14,847)	32,482 (11,165)		
	みよし市	幸田町			758 (751)	764 (757)	390	325	59,220 (20,503)	51,408 (14,256)		
	豊橋市	蒲郡市	新城市		758 (751)	764 (757)	383	310	18,008 (7,022)	15,361 (5,280)		
東三河	田原市	設楽町	豊根村	青果物	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,849	3,236	589,124 (203,969)	511,400 (141,815)		
	計				7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,811	3,087	179,140 (69,851)	152,814 (52,527)		

ラウンドの関係で、流通圏ごとの合計が計と一致しないことがある。

2 食肉及びひ花き

流通圏 地域名	区	分	品目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複地域	備考			
				平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)					
全 県	名古屋市	瀬戸市	食 肉	千人	千人	千人	千人	トン	トン	1 流通人口の()は、需要人口 需要人口=流通圏人口(常住人口)±(流入人口)/3 2 市場供給対象人口は、需要人口に市場供給率を乗じて算定 市場供給率(全県下) (食 肉) 中央 地方 計 基準年度 9 % 10 % 19 % 目標年度 9 % 10 % 19 %				
	豊橋市	津島市		7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	1,413	1,424	41,537 (21,762)	38,192 (20,242)					
	半田市	安城市												
	岡崎市	一宮市	花 き	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,569	5,247	千鉢	千鉢	3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量				
春日井市	豊川市													
刈谷市	豊田市													
	蒲郡市	犬山市	切 り 花	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,569	5,247	千鉢	千鉢	3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量				
小牧市	稲沢市													
大府市	知多市													
	高浜市	岩倉市	き	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,569	5,247	千鉢	千鉢	3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量				
尾張旭市	愛西市													
日進市	みよし市													
	北名古屋	豊山町	き	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,569	5,247	千鉢	千鉢	3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量				
長久手市	豊江町													
扶桑町	蟹江町													
	阿久比町	南知多町	き	7,435 (7,472)	7,495 (7,533)	3,569	5,247	千鉢	千鉢	3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量				
武豊町	設楽町													
豊根村														

第2表 卸売市場配置計画

流通圏地域名	当該流通圏既存市場			整備方針			卸売市場整備地区指定の有無	備考			
	配置位置	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目					
青果物 尾張	名古屋	市町村名	1 大曽根青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置	民	青果物				
			2 下之一色青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置	民	青果物				
			3 愛知名港花き地方卸売市場	民	3を中核市場(地域拠点市場)として存置し、その他市場についても段階的に統合又は集結を進める	民	花き	(有)名古屋港区			
			4 株式会社花春花生花地方卸売市場	"							
			5 株式会社桜井花き地方卸売市場	"							
			6 株式会社太閤園花き地方卸売市場	"							
			7 東海花き卸売市場	小規模							
			8 稲本花生花卸売市場	"							
			9 白石花生花卸売市場	"							
			10 名古屋花き卸売市場	"							
			11 中京花卉園芸農業協同組合	"							
青果物 尾張	津島市	津島市	12 地方卸売市場名古屋西流通センター	準公	拠点市場として存置	準公	青果物	(有)津島市高台寺町			
			13 井堀植木組合市場	小規模	統合又は集結を進め、地区市場として配置	民	花き				
				"							
			15 地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	準公	拠点市場(地域拠点市場)として存置	準公	青果物 水産物	(有)一宮市大和町(稲沢市子生和町川向の一部を含む)			
				民		拠点市場として存置	民	青果物	(有)小牧市大字河内屋新田		
			北名古屋	瀬戸市	北名古屋	17 西春中央青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物	
						18 尾張東地方卸売市場	準公	拠点市場として存置	準公	青果物 水産物	(有)瀬戸市南山口町
			名古屋	豊明市	豊明市	19 愛知豊明花き地方卸売市場	民	中核市場(地域拠点市場)として存置	民	花き	(有)豊明市阿野町
						20 大府青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置又は隣接市場へ集約	民	青果物	

流通圏地域名	当該流通圏既存市場			整備方針			御売市場整備地区指定の有無	備考
	配置位置	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目		
青果物	半田市	21 地方卸売市場知多南部総合卸売市場	準公	拠点市場として存置	準公	青果物 水産物	(有)半田市 横山町	
水産物	常滑市	22 鬼崎漁協鮮魚卸売市場(産)	小規模	産地市場として存置	民	水産物		
食肉	南知多町	23 地方卸売市場豊浜魚市場(産)	民	23～27は段階的に機能統合を進め、27は26に統合	民	水産物		
		24 師崎水産物地方卸売市場(産)	"		民	水産物		
		25 篠島水産物地方卸売市場(産)	"		民	水産物		
		26 地方卸売市場片名魚市場(産)	"		民	水産物		
		27 大井水産物地方卸売市場(産)	"		民	水産物		
全県	豊田市	28 豊田市公設地方卸売市場	公	隣接市場との集荷・販売の連携を図り、拠点市場(地域拠点市場)として存置	公	青果物 水産物	(有)豊田市 高崎町	
全県	岡崎市	29 愛知経済連豊田食肉地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	食肉		
西三河	岡崎市	30 愛中岡崎地方卸売市場	民	集結済みの30、31を拠点市場として存置し、統合又は集結	民	青果物	(有)岡崎市 土井町	
		31 三河生花地方卸売市場	"		民	水産物		
		32 岡崎魚地方卸売市場	"		民	花き		
	岡崎市	33 岡崎花き地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
	碧南市	34 丸八岡崎青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物	(有)碧南市 港本町	
	碧南市	35 衣浦総合地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
	刈谷市	36 碧南魚地方卸売市場(産)	民	産地市場として存置	民	水産物		
	刈谷市	37 刈谷青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
	西尾市	38 愛中西尾地方卸売市場	民	段階的に統合又は集結を進め、拠点市場として配置	公	青果物		
		39 米津青果地方卸売市場	"		又は民	水産物		
		40 西尾生花市場	小規模		民	花き		
		41 吉田港青果地方卸売市場	民					

流通圏地域名	当該流通圏既存市場			整備方針			御売市場整備地区指定の有無	備考
	配置位置	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目		
青果物	西尾市	42 西三河漁協地方卸売市場(産)	民	42を産地市場として存置し、集約	民	水産物		
水産物	西尾市	43 西三河漁協栄生支所水産物卸売市場(産)	小規模					
食肉	西尾市	44 西三河漁協佐久島支所東部・西部卸売市場(産)	"					
花き	西尾市	45 西三河漁協吉良支所鮮魚卸売市場(産)	"					
	西尾市	46 幡豆水産物地方卸売市場(産)	民					
	西尾市	47 東幡豆水産物地方卸売市場(産)	"	統合又は集結し、産地市場として配置	民	水産物		
東三河	豊橋市	48 大一青果豊橋地方卸売市場	民	統合又は集結を進め、拠点市場(地域拠点市場)として配置 ただし、56は地区市場として当面存置	公又は民	青果物		
全県	豊橋市	49 地方卸売市場豊橋中央青果	"					
全県	豊橋市	50 大一青果野依卸売市場	小規模					
	豊橋市	51 豊橋生花地方卸売市場	民					
	豊川市	52 大一青果豊川地方卸売市場	"					
	豊川市	53 豊川青果地方卸売市場	"					
	豊川市	54 三河青果地方卸売市場	"					
	蒲郡市	55 蒲郡青果地方卸売市場	"					
	田原市	56 大一青果田原地方卸売市場	"					
	豊橋市	57 地方卸売市場東三河食肉流通センター	準公					
	蒲郡市	58 地方卸売市場豊橋魚市場	民	拠点市場として存置	民	水産物		
	蒲郡市	59 西浦水産物地方卸売市場(産)	民	統合を進め産地市場として配置 ただし、61は産地市場として当面存置	公又は民	水産物		
	蒲郡市	60 形原水産物地方卸売市場(産)	"					
	蒲郡市	61 三谷水産物地方卸売市場(産)	"					
	田原市	62 地方卸売市場渥美魚市場(産)	民	産地市場として存置	民	水産物		

備考 1 配置位置の欄中、「名古屋地域」とは、名古屋市とその周辺地域を含む。

2 当該流通圏既存市場の市場名の欄中「(産)」水産物産地市場を示す。

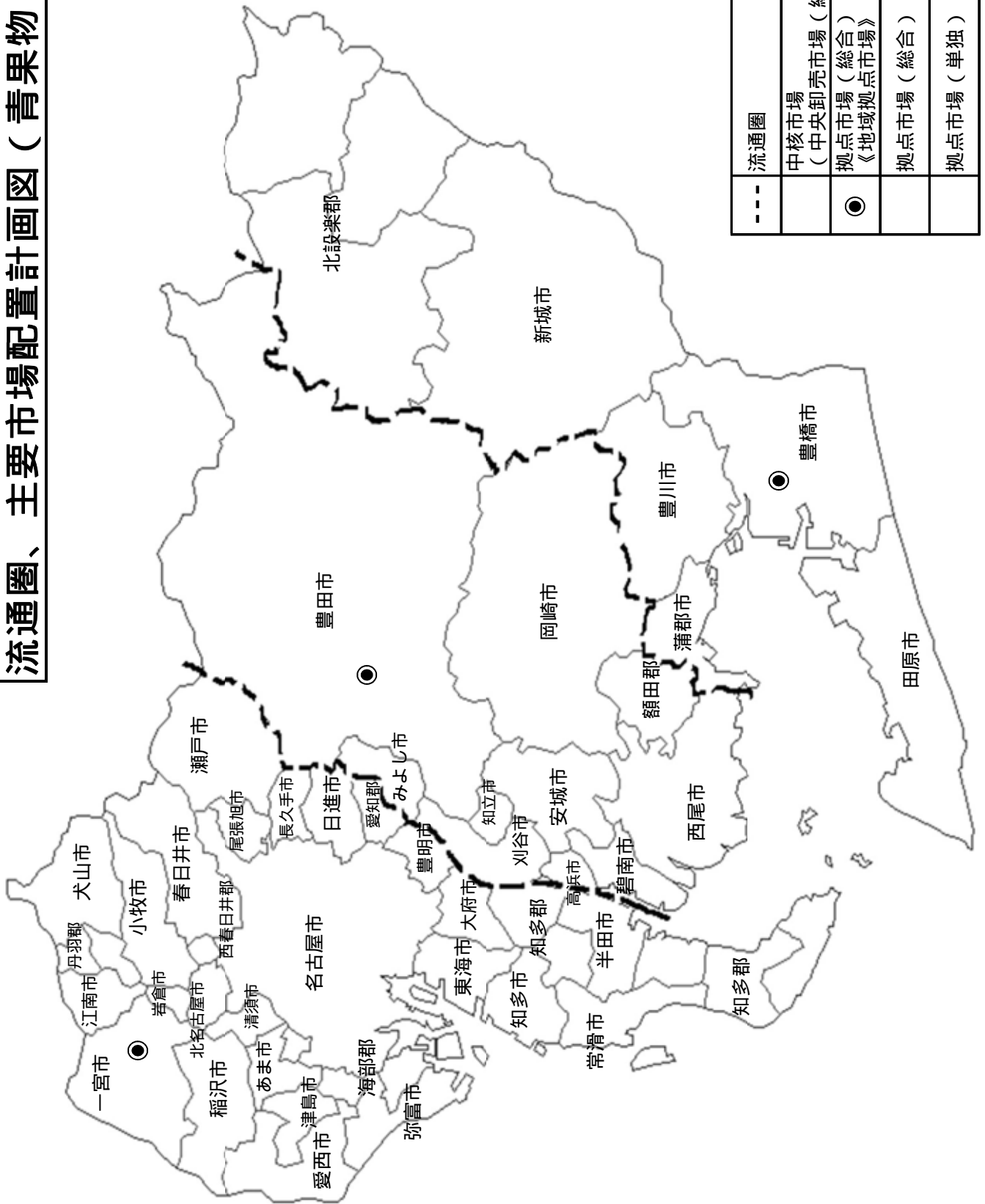
3 区分の欄中「中」は中央卸売市場、「公」は公設地方卸売市場、「準公」は準公設地方卸売市場、「民」は民営地方卸売市場、「小規模」は政令規模未満市場を示す。

4 整備計画の区分欄の「公又は民」は、準公設地方卸売市場を含む。

供給圏域	既存市場		区分	整備方針		備考
	市町村名	市場名		市場の整備計画	取扱品目	
第1次	名古屋市 豊山町	63 名古屋市中央卸売市場本場	中	施設の改善	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品	
第2次	その他の 県内市町村	64 名古屋市中央卸売市場北部市場 65 名古屋市中央卸売市場南部市場	中	施設の改善	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品 肉類及びその加工品	

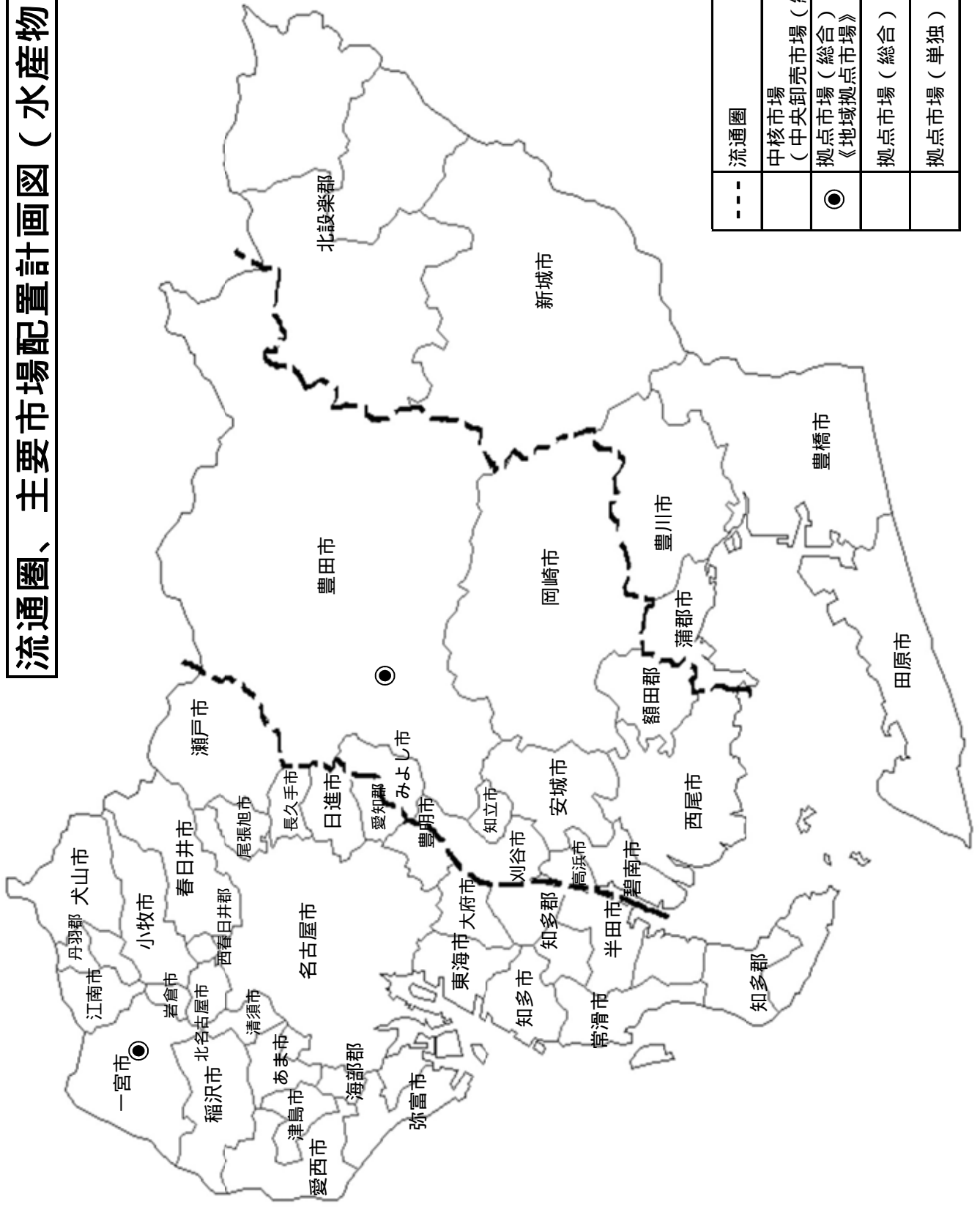
備考 区分の欄中の「中」は中央卸売市場を示す。

流通圏、主要市場配置計画図（青果物）



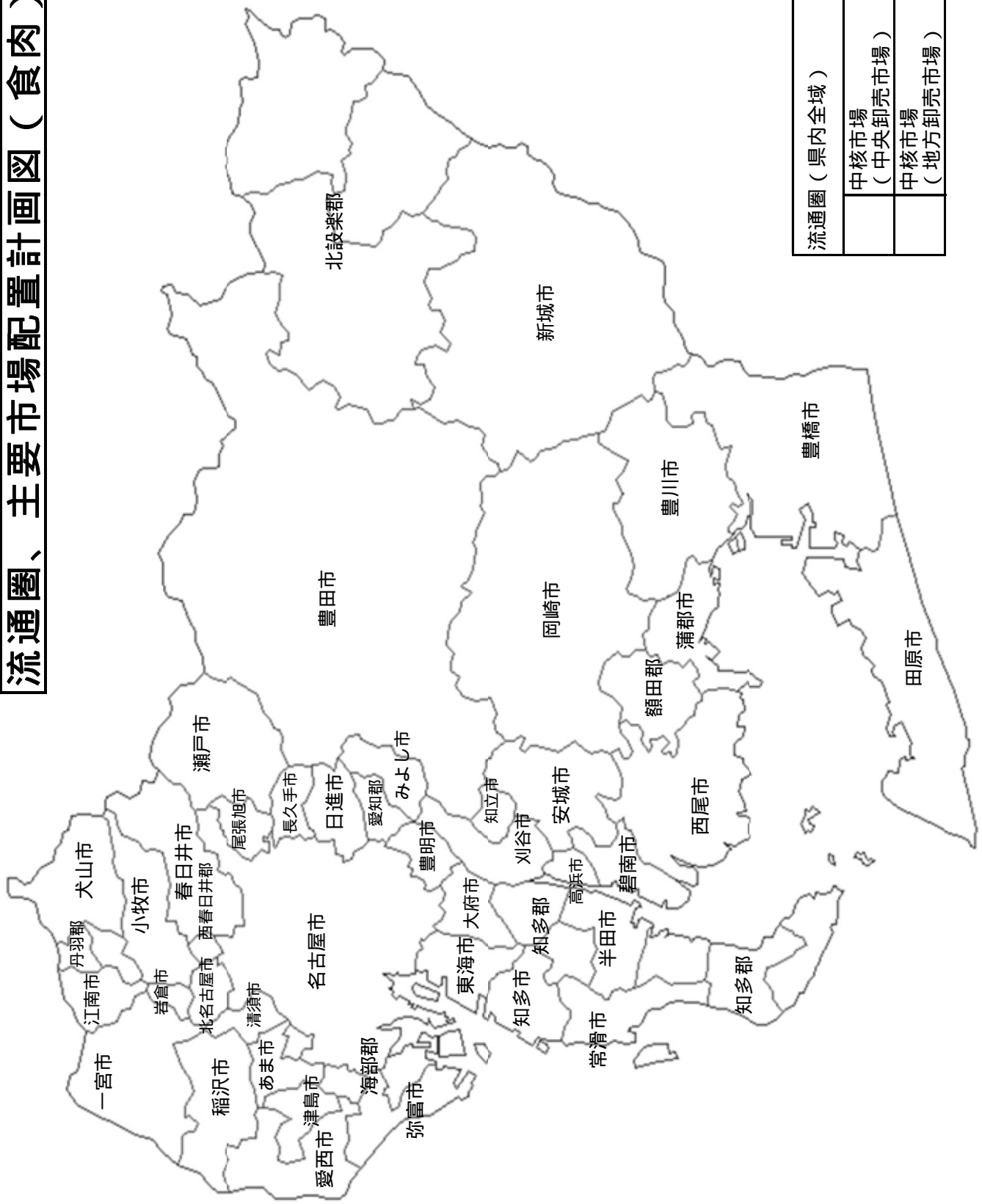
---	流通圏
●	中核市場 (中央卸売市場(総合)) 拠点市場(総合) 《地域拠点市場》
○	拠点市場(総合)
○	拠点市場(単独)

流通圏、主要市場配置計画図（水産物）



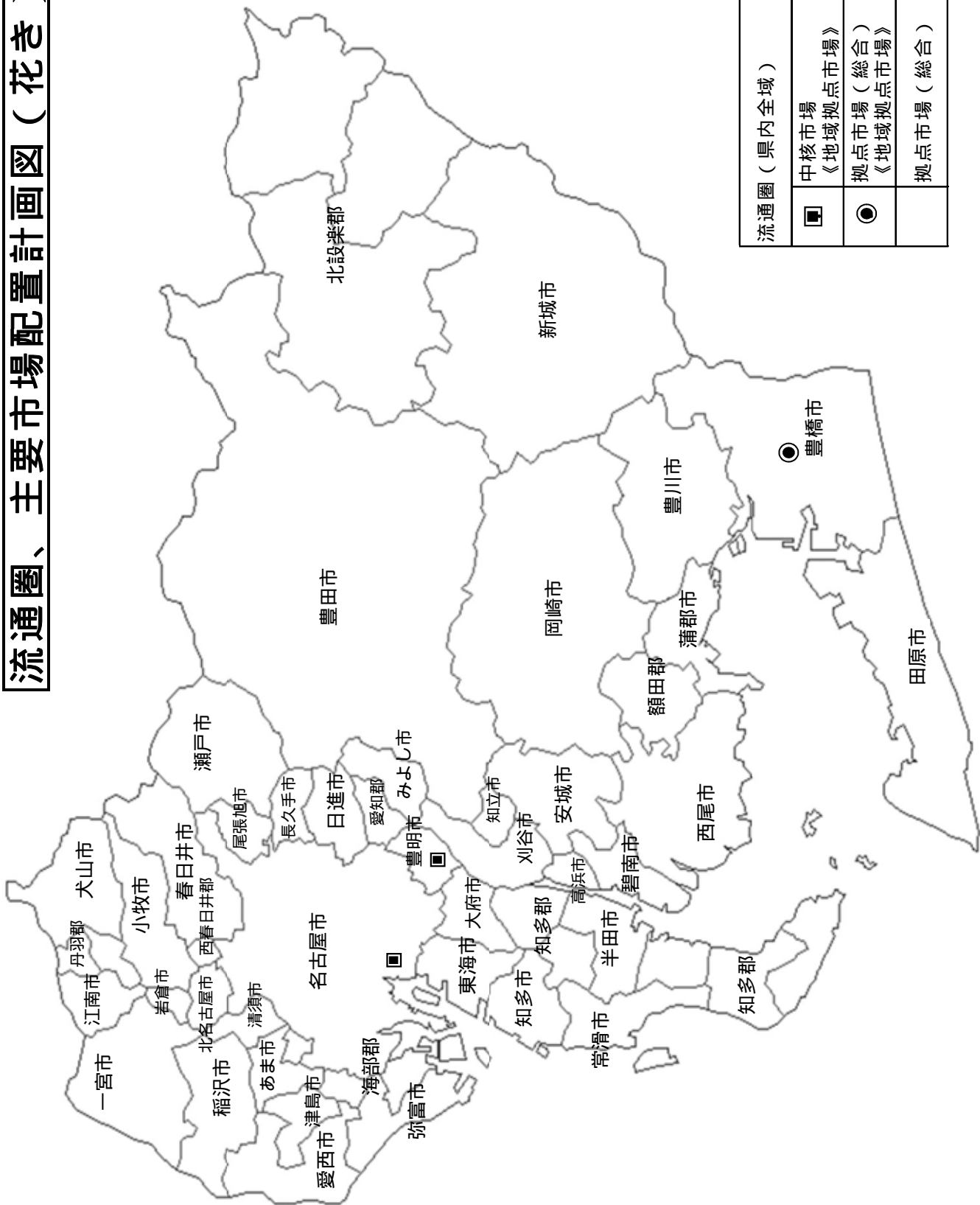
---	流通圏
	中核市場 (中央卸売市場(総合))
●	拠点市場(総合) 《地域拠点市場》
	拠点市場(総合)
	拠点市場(単独)

流通圏、主要市場配置計画図（食肉）



流通圏（県内全域）	
	中核市場 （中央卸売市場）
	中核市場 （地方卸売市場）

流通圏、主要市場配置計画図（花き）



流通圏（県内全域）	
■	中核市場 《地域拠点市場》
●	拠点市場（総合） 《地域拠点市場》
	拠点市場（総合）

参考資料

需要の現状と見通し

種別	基準年度（平成25年度）		目標年度（平成32年度）		備考
	需要人口	1人当たり需要量	需要人口	1人当たり需要量	
青果物	野菜 (いも類含む) (kg)	103.8	775,620,484	106	798,455,600
		49.4		52	
水産物 (海藻含む) (kg)	果実 (果実的野菜含む) (kg)	47.2	352,690,625	50	376,630,000
		28.3		28	
花き	食肉 (牛・豚) (kg)	7,472,259	211,464,930	59	444,423,400
			7,532,600		

注1) 需要人口は、平成22年国勢調査の県内への昼間流入・流出人口を考慮して推計した。

注2) 基準年度（平成25年度）の1人当たりの需要量については、「食料需給表」、「農林水産統計年報」、「植物検疫統計」（農林水産省）等を利用して算出した。

注3) 目標年度（平成32年度）の1人当たりの需要量については、「食料需給表」をベースに「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月策定）の平成37年度目標数値を基に、花きについては、過去の実績及び「愛知県花き振興計画」の目標数値から推計、算出した。

供給の現状と見通し

(単位：ト、千本、千鉢)

品目	区分	基準年度(平成25年度実績)					目標年度(平成32年度見通し)						
		生産量 A	出荷量 B	県内仕向量 C	県外仕向量 D	需要量 E	C/E (%)	生産量 A	出荷量 B	県内仕向量 C	県外仕向量 D	需要量 E	C'/E' (%)
青果物	野菜 (いも類含む)	530,455	474,913	124,370	350,543	775,620	16	572,814	512,837	101,485	411,352	798,456	13
		89,945	79,245	31,681	47,564	369,130	9	92,579	81,624	22,155	59,469	391,695	6
花き	切り花	-	642,800	109,774	533,026	376,602	29	-	879,314	119,676	759,638	444,423	27
		-	59,600	10,640	48,960	56,042	19	-	82,983	11,807	71,176	75,326	16
食肉	水産物 (海藻含む)	-	101,180	96,246	4,934	352,691	27	-	99,900	86,300	13,600	376,630	23
		-	(20,496頭)	-	-	-	-	-	(21,500頭)	-	-	-	-
食肉	豚	-	9,295	-	-	-	-	-	9,700	-	-	-	-
		-	(629,529頭)	-	-	-	-	-	(631,579頭)	-	-	-	-
食肉	小計	-	57,958	49,495	8,415	211,465	23	-	58,524	49,998	8,526	210,913	24

注1) 青果物の数値は農林水産統計により、H25実績は統計値、H32見通しは、「愛知県野菜生産振興方針」及び「愛知県果樹農業振興計画」の目標数値を基礎とした。

注2) 花きの数値は農林水産統計により、H25実績は統計値、H32見通しは、「愛知県花き振興計画」の目標数値を基礎とした。

注3) 水産物の数値は農林水産統計により、H25実績は統計値、H32は横ばいの見通しのため、過去実績値(H21~25)の平均値とした。

注4) 食肉の数値は畜産物流通統計により、H25実績は統計値、H32見通しは、「食と緑の基本計画」のH32目標値から推計した。

品目別卸売市場流通量の現状と見通し

(単位：千人、ト、千本、千鉢)

	需要人口 A	1人当たり 需要量 B (kg、本、鉢)	総需要量 C	市場供給量			市場外 流通量等 G	市場供給率			市場外流通 量の構成比 G/C(%)
				中央卸売市場 D	地方卸売市場 E	計 F		中央 市場 D/C(%)	地方 市場 E/C(%)	計 F/C(%)	
平成25年度	7,472		野菜	295,742 (397,915)	146,202 (146,202)	441,944 (544,118)	333,676	38	19	57	43
			青果	89,413 (120,856)	57,767 (57,767)	147,180 (178,623)	221,950	24	16	40	60
			果実	-	182,256 (249,666)	182,256 (249,666)	194,346	-	48	48	52
			切り花類	-	49,657 (71,966)	49,657 (71,966)	6,385	-	89	89	11
			鉢物類	109,289 (150,367)	69,851 (72,632)	179,140 (222,999)	173,551	31	20	51	49
平成32年度	7,533		野菜	19,775 (21,707)	21,762 (21,762)	41,537 (43,468)	169,928	9	10	19	81
			青果	286,398 (406,469)	104,963 (104,963)	391,361 (511,432)	407,095	36	13	49	51
			果実	83,187 (118,399)	36,852 (36,852)	120,039 (155,251)	271,656	21	9	30	70
			切り花類	-	310,027 (424,695)	310,027 (424,695)	134,396	-	70	70	30
			鉢物類	-	46,423 (67,279)	46,423 (67,279)	28,903	-	62	62	38
対比32/25	1.01		野菜	17,950 (19,704)	20,242 (20,242)	38,192 (39,946)	172,721	9	10	19	81
			青果	0.97	0.72	0.89	1.22				
			果実	0.93	0.64	0.82	1.22				
			切り花類	-	1.7	1.7	0.69				
			鉢物類	-	0.93	0.93	4.53				
25年度			水産物	0.92	0.75	0.85	1.29				
			食肉	0.91	0.93	0.92	1.02				

備考 A,B,C 参考資料「需要の現状と見通し」より

D 名古屋市中央卸売市場の取扱量から県外供給分及び県内地方卸売市場転送量(愛知県地方卸売市場年報及び同一指数による推計値を差し引いた量)。()は総取扱量

E(H25) 愛知県地方卸売市場年報から、県外供給量(青果は無し、花き・食肉・水産物消費地は「卸売市場整備計画策定調査」結果より算出、水産物産地は県外卸売量)を差し引いた量。()は総取扱量

E(H32) 愛知県地方卸売市場年報実績から算出した推計値。()は総取扱量
市場供給量 総取扱量から県外供給量を除いた県内供給量

目標年度における整備計画市場数

区分	平成28年6月末現在の市場数					整備計画（平成32年度目標）								
	卸売市場法上の区分					整備計画上の区分				流通圏別の区分				
	中央市場	地方市場	規模未済	合計	中央市場	地方市場	拠点市場	地区市場	産地市場	合計	尾張	西三河	東三河	合計
青果・水産・花き						2		2				2		2
青果・水産	2	4		6	2	4	(2)	2			5	1		6
青果・花き						1	(1)	1					1	1
小計	2	4		6	2	7	(3)	2			5	3	1	9
青果市場		20	1	21		10		2	8		6	3	1	10
水産物市場		2		2		1		1					1	1
水産物市場		13	4	17		11				11	5	3	3	11
食肉市場	1	2		3		2		2	1		(県内全域)			3
花き市場		8	8	16		3	(2)	2	1		(県内全域)			3
合計	3	49	13	65	3	34	(3)	6	10	11	16	9	6	37
											(県内全域)			

注) 整備計画上の区分中の()書は、地域拠点市場として配置するもので内数。

既設市場業者一覧

地方卸売市場名	卸売業者名	取扱目
地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	大協青果(株) (株)ヤマト水産 瀬戸総合卸売市場(株)	青果 水産物 青果・ 水産物
尾張東地方卸売市場	(株)知多総合卸売市場	青果・ 水産物
地方卸売市場知多南部総合卸売市場	愛知県中央青果(株) 豊一豊田青果(株) 豊田魚市場(株)	青果 青果 水産物
豊田市公設地方卸売市場	大曽根青果(株) 下之一色青果地方卸売市場(有) 名古屋西青果(株) 愛北青果(株) 西春中央青果地方卸売市場(株) 大府青果卸売市場(株) 愛知県中央青果(株) 丸八岡崎青果(株)	青果 青果 青果 青果 青果 青果 青果 青果
大曽根青果地方卸売市場	(株)衣浦総合卸売市場	青果
下之一色青果地方卸売市場	愛知県刈谷青果(株) 愛知県中央青果(株) (有)米津青果卸売市場 (株)吉田港青果市場 大一青果(株) (株)豊橋中央青果市場 大一青果(株)	青果 青果 青果 青果 青果 青果
地方卸売市場名古屋西流通センター	豊川青果市場(株) 三河青果物市場(株) 蒲郡青果卸売市場(株) 大一青果(株)	青果 青果 青果 青果
地方卸売市場愛北総合卸売市場	岡崎魚(株) (株)豊橋魚市場	水産物 水産物
西春中央青果地方卸売市場		
大府青果地方卸売市場		
愛中岡崎地方卸売市場		
丸八岡崎青果地方卸売市場		
衣浦総合地方卸売市場		
刈谷青果地方卸売市場		
愛中西尾地方卸売市場		
米津青果地方卸売市場		
吉田港青果地方卸売市場		
大一青果豊橋地方卸売市場		
地方卸売市場豊橋中央青果		
大一青果豊川地方卸売市場		
豊川青果地方卸売市場		
三河青果地方卸売市場		
蒲郡青果地方卸売市場		
大一青果田原地方卸売市場		
岡崎魚地方卸売市場		
地方卸売市場豊橋魚市場		

地方卸売市場名	取扱目	卸売業者名
地方卸売市場豊浜魚市場(産地)	水産物	豊浜漁業協同組合
師崎水産物地方卸売市場(産地)	水産物	師崎漁業協同組合
篠島水産物地方卸売市場(産地)	水産物	篠島漁業協同組合
地方卸売市場片名魚市場(産地)	水産物	片名漁業協同組合
大井水産物地方卸売市場(産地)	水産物	大井漁業協同組合
碧南魚地方卸売市場(産地)	水産物	碧南魚市場(株)
西三河漁協地方卸売市場(産地)	水産物	西三河漁業協同組合
幡豆水産物地方卸売市場(産地)	水産物	幡豆漁業協同組合
東幡豆水産物地方卸売市場(産地)	水産物	東幡豆漁業協同組合
西浦水産物地方卸売市場(産地)	水産物	蒲郡漁業協同組合
形原水産物地方卸売市場(産地)	水産物	蒲郡漁業協同組合
三谷水産物地方卸売市場(産地)	水産物	三谷漁業協同組合
地方卸売市場渥美魚市場	水産物	(株)渥美魚市場
愛知経済連豊田食肉地方卸売市場	食肉	愛知県経済農業協同組合連合会
地方卸売市場東三河食肉流通センター	食肉	愛知県経済農業協同組合連合会
愛知名港花き地方卸売市場	花き	(株)名港フラワーブリッジ
(株)花春生花地方卸売市場	花き	(株)花春生花地方卸売市場
(株)桜井花き地方卸売市場	花き	(株)桜井花き地方卸売市場
(株)太閤園花き地方卸売市場	花き	(株)太閤園
愛知豊明花き地方卸売市場	花き	豊明花き(株)
三河生花地方卸売市場	花き	三河生花協同組合
岡崎花き地方卸売市場	花き	(株)岡崎花き卸売市場
豊橋生花地方卸売市場	花き	協同組合豊橋生花地方卸売市場
中央卸売市場	取扱目	卸売業者名
名古屋中央卸売市場本場	青果	丸協青果(株)
	青果	名古屋青果(株)
	水産物	中部水産(株)
	水産物	大東魚類(株)
	水産物	名古屋海産市場(株)
	つけ物	名古屋中央漬物(株)
	青果	名果(株)
	青果	(株)丸市青果
	水産物	名古屋市場(株)
	食肉	名古屋食肉市場(株)
名古屋中央卸売市場北部市場		
名古屋中央卸売市場南部市場		

28食推第137号

平成28年6月30日

愛知県卸売市場審議会会長殿

愛 知 県 知 事



愛知県卸売市場整備計画について（諮問）

近年における生鮮食料品等の生産、流通及び消費などの卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、生鮮食料品等の円滑な供給を確保することにより県民生活の安定に資するため、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項に基づく愛知県卸売市場整備計画を策定したいので、貴審議会に意見を求めます。

担当 農林水産部食育推進課
管理・市場グループ

電話 052-954-6421
(ダイヤルイン)

28 卸 審 第 2 号
平成28年7月29日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県卸売市場審議会
会長 生源寺 眞一



愛知県卸売市場整備計画について（答申）

平成28年6月30日付け28食推第137号により諮問された愛知県卸売市場整備計画について、別添のとおり答申します。



卸売市場法（抜粋）

（都道府県卸売市場審議会）

第71条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

愛知県卸売市場審議会条例（昭和46年愛知県条例第54号）

（設置）

第1条 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条の規定に基づき、愛知県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村の長

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県卸売市場審議会委員名簿

平成28年7月21日現在

（敬称略、50音順）

氏 名	所 属 等	備 考
あん どう せい めい 安 藤 正 明	愛知県議会農林水産委員会委員長	
いけ だ たか お生 池 田 誉 生	愛知県青果物卸売市場協会会長	
いし かわ すみ お男 石 川 澄 男	名古屋市市民経済局市民生活部長	
おお はし み ゆ き 大 橋 美由紀	前 生活協同組合コープあいち副理事長	
かじ かわ ち か こ 梶 川 千賀子	岐阜大学応用生物科学部准教授	会長職務代理者
かわ ち さ え こ 河 内 小枝子	前 愛知県農村生活アドバイザー協会副会長	
こん どう ふさ お夫 近 藤 房 夫	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	
しょうげんじ しん いち 生源寺 眞 一	名古屋大学大学院生命農学研究科教授	会長
なが せ たもつ 長 瀬 保	愛知県市長会副会長（北名古屋市市長）	
ひら が ま み こ 平 賀 眞美子	愛知消費者協会名古屋支部会計	

愛知県卸売市場整備計画（第10次）

平成28年8月発行

愛知県農林水産部食育推進課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（052）954-6421（ダイヤルイン）